

令和6年12月19日

支出負担行為担当官代理
防衛省大臣官房会計課
会計課長 河口 健児
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
KX-018	R6年度簡易防護手法の調査検討業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月13日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年2月12日（水）10：30
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格
- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - （3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - （6）上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年1月9日（木）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

- ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者
- イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創業ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、

11. そ の 他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書2.1(3)ア(ア)～(イ)に定める本業務の実施体制並びに仕様書2.1(3)イ(イ)1～3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年1月10日（金）12：00。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (5) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物（前号を除く）を令和7年1月24日（金）12：00までに提出しなければならない。
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年2月7日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）
また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 森田 電話 03-3268-3111 内線 20823

仕様書			
件名	R 6 年度簡易防護手法の調査 検討業務	作成年月日	令和 6 年 1 1 月 2 9 日
		整備計画局施設整備官付防護施設研究室	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ボックスカルバート構造物の爆風圧荷重下における動的特性および破壊挙動を把握することを目的とする爆発実験の計測および解析に係る役務に適用する。

1.2 履行期限

契約締結から令和 8 年 3 月 13 日までとする

1.3 引用法令

- (1) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）
（防装庁（事）第 137 号(4.3.31)以下「情報セキュリティ通達」という。）
- (2) 著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）
- (3) 防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について（通知）（防整施第 17547 号。
27.10.1)

1.4 関連文献

- (1) Modern Protective Structures (Theodor Krauthammer)
- (2) 基礎からの爆発安全工学（大野友則）
- (3) 基礎からの衝撃工学（石川隆信）
- (4) 火器弾薬技術ハンドブック（弾道学研究会）
- (5) 建築物の耐衝撃設計の考え方（日本建築学会）
- (6) 衝撃実験・解析の基礎と応用（土木学会）
- (7) 火災爆発事故事例集（安全工学協会）
- (8) 新編火薬学概論（中原正二他）
- (9) 爆発物探知・CBRNE テロ対策ハンドブック（中村順・中山良男）

(10) IMPACT AND EXPLOSION-Analysis and Design (M. Y. H. Bangash)

(11) 公共建築工事標準仕様書 令和4年版

(12) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版

(13) 建築工事監理指針（上巻） 令和4年版

(14) 建築工事監理指針（下巻） 令和4年版

2 役務に関する要求

2.1 一般事項

(1) 適用範囲

本役務の実施に当たっては、契約書及び本仕様書に基づくものとする。

(2) 著作権

成果物の著作権は、成果物の所有権移転の際に、すべて発注者に譲渡するものとする。

また、受注者は、本契約に際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

なお、成果物中に受注者が、従来より所有している著作権または第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする。

(3) 情報保全

ア 本業務の実施体制

受注者は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に発注者と協議するものとする。

(ア) 本役務に従事する個人（以下「役務従事者」という。）は、履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者とする。

(イ) 上記の役務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有するものとする。

(ウ) 前記2)の役務従事者が他の手持ち役務等との関係において履行に必要な役務所要に対応できる態勢にあるものとする。

イ 保護すべき情報

契約を履行する一環として収集、整理、作成等を実施して得られた情報の取扱い

- (ア) 契約相手方は、業務関係書類の作成等を会社で行う場合、使用するパソコンについては、情報の流出について万全を期すため、ファイル交換ソフトをインストールしないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとすること。また、業務従事者等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。なお、第三者を従事させる場合も同様とする。

なお、役務関係書類とは、本仕様書、役務計画書、成果物等のほか、本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

- (イ) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく監督官に通知するものとする。

- 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。
- 2) 発注者の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
- 3) 発注者が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

(4)保護すべき情報

受注者は、知り得た保護情報の取扱いにあたっては、情報セキュリティ通達に基づき、適切に管理するものとし、細部については、表1のとおりとする。

表1

No.	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1	自衛隊施設の構造、性能、強度または配置に係る情報であって、当該情報を開示することにより当該施設の防御能力が推察される恐れがある情報	整理、作成した資料、報告書及び打合せ資料のうち、自衛隊施設の構造、性能、強度または配置に係る情報	発注者との調整時や提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らかまたは類推される場合には保護の対象とする。	

(5)再委託

- 1) 受注者は、本役務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を再委託することができない。
- 2) 受注者は、役務の一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせるに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 3) 受注者は、役務の一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせる場合は、委託する役務の内容を記した書面により行うこととする。
- 4) 受注者は、委任若しくは請け負わせた者から更に第三者に委任若しくは請け負いが行われるときは当該複数の段階の委任若しくは請け負いの相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の委任若しくは請け負いの相手方がそれぞれ行う役務の範囲を記載した書面を更に詳細な役務計画に係る資料として、監督官に提出しなければならない。
- 5) 受注者は、委任若しくは請け負わせた者に対して、本役務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で委任若しくは請け負いが行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

(6)官側の支援

受注者は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

(7) 役務実施計画書

受注者は、契約後速やかに、以下の項目について、役務実施計画書を作成し、予め監督官に提出し承諾を受けなければならない。なお、作成にあたっては、学識経験者の意見を踏まえるものとする。

- 1) 役務概要（対象、役務対象項目）
- 2) 実施予定表
- 3) 役務体制組織表（役務従事者の資格・経験等）
- 4) 評価委員会（有識者の経歴等、運営方法）
- 5) 主要機器（使用する主要アプリケーション等を含む）
- 6) 主要役務（役務実施手順を含む）
- 7) 安全管理（緊急連絡体制）
- 8) その他細部内容等（協議打合せ、照査、成果物の内容および部数、著作権・情報保全、使用する図書・基準）

(8) 協議・打合せ

本役務中は、監督官と密に連絡を取り、業務を遂行するものとし、疑義が生じた場合は、その都度、監督官と協議の上、決定する。

受注者は、業務着手時、業務の主要な区切り及び監督官又は業務責任者が必要と認めた時において、必要な説明、協議、打ち合わせを行い、その結果を記録し、相互に確認を行う。また、連絡事項についても、同様に記録し、確認するものとする。

打ち合わせは、原則として、業務責任者が全て立ち会うものとする。打合せ場所は、官側の指示が無い限り、防衛本省内とする。

(9) 評価委員会

受注者は、本業務内に有識者を構成員とする評価委員会を設置し、業務の主要な区切りごとに開催し運営を行うものとする。

有識者の選定は、本役務に係る専門分野を念頭に適切な3名（委員長1名、委員2名）によって構成させ、監督官と協議して決定するものとする。

なお、受注者は、評価委員会の開催に先立ち、その議事内容事項について、あらかじめ監督官と協議を行った上で、有識者へのヒアリングを実施し、技術的な助言を得た結果等を監督官に報告するものとする。

※有識者：本業務に係る専門分野について、豊富な経験と高い見識を持つ大学教授
又はこれと同等と認められる者

(本業務に係る専門分野)

- 1) 建築又は土木分野における耐衝撃工学
- 2) 各種建材を対象とする爆発実験工学
- 3) 建築構造・材料工学

(役務の主要な区切りは3回とし、参考として、次の時期とする)

- 1) 役務実施計画書提出時
- 2) 中間時（1回）
- 3) 提出図書取り纏め時

2.2 役務概要

この仕様書は、自衛隊の車両等を防護することを念頭に、ボックスカルバート構造物の爆風圧荷重下における動的特性および破壊挙動を把握することを目的とした、構造物試験等及び数値解析を行う。

(1) 役務種別及び数量

次に掲げる項目を実施し、役務報告書を取りまとめるものとする。

役 務 内 容		数量	単位	備 考
(1)	構造体試験事前解析	1	式	
(2)	構造体試験	1	式	
(3)	構造体試験事後解析	1	式	
(4)	報告書取り纏め	1	式	

(2)試験体モデル

試験体モデルは、次の程度とする。

名 称		構造	大きさ	壁厚	数量	備考
1	試験体	UFC (ボックスカルバート)	高さ、幅 約 4260mm 奥行き 約 2135mm (7 スパン分)	t=130mm	4 体	

2.3 役務要領

(1)構造体試験事前解析

1) 実施内容

発注者が指定する試験体に作用する爆風圧荷重及び構造物の応答を予測し、効果的な爆発実験計画の立案に資するため、有識者の意見を踏まえ、L S - D Y N A による爆風圧伝播数値解析シミュレーション (3 D) と F E M 構造解析を連成させた A L E (Arbitrary Lagrangian and Eulerian Method) 解析を行う。解析出力項目は、爆風圧、試験体加速度、試験体変位、及び試験体部材損傷とする。

2) 解析ケース数

2 ケースとする。

(2)構造体試験

1) 実施内容

試験体 (ボックスカルバート) を用いた実規模の爆発実験を実施し、その結果について取り纏める。実験は最大4ショットを実施する。爆薬量は TNT 換算質量 500kg 相当、試験体と爆薬の距離は発注者指定とする。

2) 実験場

陸上自衛隊 日出生台演習場

3) 実験時期・期間

試験場内における設営、爆発試験、残薬処理を含めて以下の期間とする。雷雲を伴う嵐等の順延については別途相談とする。

7 日間 (最大 4 ショット) (R7 年 9 月 ~ R8 年 1 月のうち)

4) 計測

・爆風圧 (最大 3 点)

爆薬の爆風圧について計測を行う。

- ・ 加速度（最大 3 点）

試験体の加速度について計測を行う。

- ・ 変位（最大 2 点）

試験体の変位について計測を行う。

- ・ 映像撮影（最大 2 点）

爆発の状況について高速度撮影を用いて撮影を行う。

- ・ 剥離片（最大 1 点）

試験体内側の剥離片について計測を行う。

- ・ 部材損傷

試験体の損傷状況を目視によって調査し、損傷程度の整理を行う。

5) その他

実験場内にプレハブ、簡易トイレ、発電機などを設置し、爆点からの離隔距離に応じた防護措置を講じる。なお、以下の作業は見込まないものとする。

- ・ 試験体の準備、設置、撤去
- ・ 火薬類の準備、設置、処理
- ・ 爆点、計測機器、プレハブ等の位置における整地、草刈りなど
- ・ 爆発による騒音や飛散物などによる実験場外への安全措置

(3) 構造体試験事後解析

1) 実施内容

構造体試験結果を踏まえ、事前解析の解析手法の妥当性を検討し、有識者の意見を踏まえ必要に応じて解析モデルや材料パラメータの調整を行い、試験結果に対して再現性の高い解析手法を検討し、事後解析を実施する。解析出力項目は、爆風圧、試験体加速度、試験体変位、及び試験体部材損傷とする。

2) 解析ケース数

4 ケースとする。

(4) 報告書取り纏め

本役務実施結果について、次の部分に係る妥当性等について検証し、有識者の意見を踏まえ、報告書に取り纏める。

1) 試験体の爆発実験結果の状況

- 2) 爆薬による爆発現象が適切に再現されていることの妥当性
- 3) 適切な計算処理結果状況
- 4) 数値解析結果、圧力、ひずみ、加速度計測結果の結果状況

2.4 提出図書

(1) 提出図書（一覧）

番号	名称	数量	媒体	提出時期	提出場所	備考
1	役務実施計画書	1	紙及び電子媒体	契約後 2 週間以内	防衛省 整備計画局施設整備官付防護施設研究室	
2	打合せ議事録	1	紙及び電子媒体	業務完了時		
3	構造体試験事前解析結果報告書	1	紙及び電子媒体			
4	爆発実験実施報告書	1	紙及び電子媒体			
5	構造体試験事後解析結果報告書	1	紙及び電子媒体			
6	数値解析結果報告書	1	紙及び電子媒体			

(2) 成果物様式

成果物は、A 4 版縦、横書きとする。その構成は、本編、資料編に分けて作成し、検討に使用した手法等及びその収集過程経緯等も明記するものとする。

資料編データは、入手した状態のオリジナルデータとこれを PDF 化したデータをそれぞれに分類して格納する。

(3) 業務報告書作成上の留意事項

- 1) 計算の方針を明記し、計算過程を明確にする。
- 2) 成果物に使用する計量単位は、原則として国際単位系(SI)とする。
- 3) 計算で用いるプログラムおよび使用機器については、予め監督官の承諾を得るものとする。業務報告書は Microsoft Word2016 を用いて編集可能なものとする。

(4) 電子納品

- 1) 本役務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。ここでの電子データとは、「防衛施設建設工事に係る電

子納品手引書について（通知）（防整施第17547号。27.10.1）」
（以下「手引書」という。）に基づいて作成されたものを指す。

- 2) 電子納品は、「手引書」に基づいて作成した電子データを電子媒体（DVD-R）で提出する。「手引書」で特に記載が無い項目については、監督官と事前協議の上決定するものとする。

3 その他

3.1 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律の遵守

本調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改訂があった場合には、これに従うものとする。

3.2 検査

検査は、この仕様書に基づき、施設整備官付の支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

3.3 疑義

役務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は監督官と協議するものとする。

別記様式第 1 （第 2 項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号											
	調 達 要 求 番 号											
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6 年 月 日										
	作 成 部 課	整備計画局施設整備官										
	作 成 年 月	令和 6 年 1 1 月 2 9 日										
品 名	R 6 年度簡易防護手法の調査検討業務											
仕 様 書 番 号												
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 <table><tr><th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の留意事項</th><th>備 考</th></tr><tr><td>自衛隊施設の構造、性能、強度または配置に係る情報であって、当該情報を開示することにより当該施設の防御能力が推察される恐れがある情報</td><td>整理、作成した資料、報告書及び打合せ資料のうち、自衛隊施設の構造、性能、強度または配置に係る情報</td><td>発注者との調整時や提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らかまたは又は類推される場合には保護の対象とする。</td><td></td></tr></table> 3 特記事項					保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	自衛隊施設の構造、性能、強度または配置に係る情報であって、当該情報を開示することにより当該施設の防御能力が推察される恐れがある情報	整理、作成した資料、報告書及び打合せ資料のうち、自衛隊施設の構造、性能、強度または配置に係る情報	発注者との調整時や提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らかまたは又は類推される場合には保護の対象とする。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考									
自衛隊施設の構造、性能、強度または配置に係る情報であって、当該情報を開示することにより当該施設の防御能力が推察される恐れがある情報	整理、作成した資料、報告書及び打合せ資料のうち、自衛隊施設の構造、性能、強度または配置に係る情報	発注者との調整時や提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らかまたは又は類推される場合には保護の対象とする。										